

開発行為に伴う公園等の設置基準 を緩和しました

開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上の開発行為を行う場合、開発区域面積の3パーセント以上の公園等を設置する必要がありますが、維持管理負担の軽減や、利用頻度の向上、宅地開発の促進を図るため、「諫早市開発行為等の許可の基準に関する条例」を一部改正し、公園等の設置基準の緩和と強化を行うこととしました。

改正の内容

	改正前	改正後
公園等の設置が必要な開発規模	3,000 m ² 以上	<u>10,000 m²以上</u> (1ha 以上)
1箇所あたりの公園または広場の最低面積	150 m ² 以上 (※県基準を運用)	<u>300 m²以上</u>

施行日(内容が適用された日) : 令和4年12月22日

注意事項

1. 規制規模未満で隣接し、または連続して開発が行われる場合において、開発事業者や土地所有者が同一または道路などの公共施設等を共用するなど、一体的な開発とみなされる場合には、公園等の設置が必要となる場合があります。
2. 都市計画区域外の開発行為に関する取扱いも、同様に改正となります。
(諫早市環境保全条例施行規則)



【お問合せ先】 諫早市 建設部 開発支援課
電話番号 0957-22-1500(代表)